

## 第 26 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 4 年 8 月 9 日（火）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 安達 英二  | 2 番 後藤 操   | 3 番 岩本 孝之  | 4 番 友岡 康幸  |
| 5 番 山室加智子  | 6 番 片山 雅雄  | 7 番 興梶 正信  | 8 番 古澤 勝康  |
| 9 番 佐藤 久康  | 10 番 興呂木和也 | 11 番 長崎 花子 | 12 番 浅尾 継也 |
| 13 番 長崎 愛  | 14 番 大塚 恭徳 | 15 番 犬塚 久子 | 16 番 長野 秀輝 |
| 17 番 増田 生志 | 18 番 野田 政輝 |            |            |
- 欠席委員 19 番 渡邊 和徳
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 3 号 経営基盤強化促進法許可申請について
  - 議案第 4 号 土地改良法第 52 条第 8 項の規定による換地計画の同意について
5. 事務局職員
- |      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 下田 朱美 |
| 次 長  | 吉弘 泰彦 |
| 主 幹  | 藤野 貴洋 |

### 6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 18 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 26 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 16 番長野委員、17 番 増田委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
局長	<p>はいありがとうございました。それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>
議長	<p>只今から第 26 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委</p>

	<p>員に 16 番の長野委員、17 番の増田委員を指名します。</p> <p>議長 議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>事務局 はい朗読を致します。議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] 地目台帳 畑 現況 山林 面積 777 m<sup>2</sup> 転用目的は植林の始末書委添付となります。</p> <p>以上、ご審議お願いします。</p> <p>議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします</p> <p>11 番 議案第 1 号 1 番につきまして 11 番の長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。申請人は昭和 56 年頃に無断で植林をされていたようで、今回始末書添付で申請を出されています。ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>議長 はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 1 号農地法 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>議長 続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>事務局 はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 地目、台帳現況伴に [REDACTED] 転用目的は店舗、駐車場、東屋、屋外トイレ等で、転用の理由としましては、申請地は第 1 種農地ですが、例外規定の「国道県道沿線の区域に休憩所を設置する場合」に該当します。契約の種類は転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号 2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 地目、台帳現況伴に [REDACTED] 転用目的は賃貸用戸建て住宅、契約の種類は転用所有権移転有償となっております。</p> <p>以上ご審議よろしくをお願いします。</p>

議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
4 番	議案第 2 号番号 1 番について 4 番友岡が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲渡人は高齢で農業を縮小されておりこの度、大規模な商業施設を計画されておられる譲受人と契約が出来ております。沿線には側溝もあり排水計画に問題ありません。なんら問題ないと思われまので、ご審議よろしくお願い致します。
18 番	議案第 2 号番号 2 番について 18 番の野田が説明いたします。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲受人が賃貸用の戸建住宅を計画されており譲渡人と今回契約が結ばれます。排水同意も取れ、何ら問題ないと思われまので、ご審議よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。
	(異議なし)
議長	ありがとうございます。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します
議長	続きまして議案第 3 号経営基盤強化促進法による許可申請について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読いたします。議案第 3 号経営基盤強化促進法許可申請について 番号 1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED]、相続権者同意書有です。 番号 2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。 番号 3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定 10 年です。 番号 4 から番号 7 につきましては再設定の案件になっておりますので朗読は省略させていただきます。 番号 8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 農地中間管理機

	<p>構 集積一括方式の10年となっております。</p> <p>番号9:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 農地中間管理機構 集積一括方式の10年となっております。</p> <p>以上、新規案件5件、再設定4件ご審議よろしくお願い致します</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
2番	<p>議案第3号1番につきまして、2番後藤が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人は亡くなられておられ農地の管理が出来ず、近くにお住いの譲受人と小作契約の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われまます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
7番	<p>議案第3号2番につきまして、7番興梠が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人は農業を縮小されておられ、譲受人は大規模にそばを作付けされておられ、高齢者の農地を多く受け入れておられます。何ら問題は無いと思われまます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
1番	<p>議案第3号3番につきまして、1番安達が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人は高齢で農業が出来なくなっており、近くにお住いの新規就農者の譲受人が耕作をされることになりました。何ら問題は無いと思われまます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第3号 番号8.9について、事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号8.9につきましては、熊本県農業公社をとおした貸し借りになっており、譲渡人である農地所有者が、農業公社に10年の集積をし、同時に県農業公社から耕作者へ配分を行います。</p> <p>これは集積一括方式と呼び、従来は集積計画と配分計画と2回の総会議案に上程し農地が貸付けられるのですが、来年度から農地中間管理事業はこの集積一括方式に一本化されますので、今回はこの方式で農地中間管理事業を行います。また、譲渡人の要望により賃借権設定での貸し借りとなります。</p> <p>今年度は受付の関係で従来の方式と一括方式が混在致しますが、徐々に全ての農地中間管理事業を一括方式に切り替えていきます。</p> <p>場所は番号8番が [REDACTED] と、 [REDACTED] に位置する農地となります。</p> <p>番号9番は [REDACTED] に位置する農地となります。</p> <p>ご審議の方、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p>
9番	<p>議案第3号番号8.9について事務局へ質問です。県の公社を通して村の公社へ貸</p>

	<p>し出されていますが。直接村の公社へ貸し付けは出来ないのか？</p>
事務局	<p>はい、出来ません。本来であれば農地法 3 条での賃借権設定で契約を結ばないと いけません。これまでも農地法 3 条で許可申請をあげてもらっています。今回は農 業者年金の経営移譲年金の減額や支給停止を避けるため、農業会議や県公社と相談 し中間管理事業を通した利用権設定としております。</p>
9 番	<p>判りました。</p>
議長	<p>他に何かありませんか？</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>何もないければ、それでは議案第 3 号経営基盤強化促進法による許可申請について 異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致し ます。</p>
事務局	<p>続きまして議案第 4 号土地改良法第 52 条第 8 項の規定による換地計画の同意に ついて審議を行います。事務局に議案の説明をお願い致します。</p> <p>議案第 4 号土地改良法第 52 条第 8 項の規定による換地計画の同意についてご説 明します。</p> <p>農家名簿、現形図、換地図、位置図につきましては、別紙の資料をご覧ください。</p> <p>本件は、令和 4 年 7 月 22 日付けで、沢津野地区土地改良事業共同施行代表者増 田賢次氏から、同地改良事業共同施行が施行する沢津野地区の換地計画について、 土地改良法第 52 条第 8 項の規定に基づき、農業委員会会長あてに同意願がしまし た。これは、土地改良事業の換地計画を定める場合は、土地改良法第 52 条第 1 項 で、土地改良区はその行う土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、 県知事の許可を受けなければならないとあり、今回、沢津野地区土地改良事業共同 施行が熊本県知事へ換地計画書の認可を申請するにあたり、本農業委員会の同意が 必要となるため、その同意を求めるものです。</p> <p>換地計画の概要につきましては、従前の関係農家数 14 軒、関係農地 34 筆、総面 積 59,937 m<sup>2</sup>です。</p> <p>換地後は、関係農家数 14 軒、関係農地 29 筆、総面積 59,937 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>なお、農家名簿の中に南阿蘇村がありますが、これは農地ではなく、道路と水路 となります。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致しま す。</p>

<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>何もなければ、それでは議案第4号土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、9月の総会の日程を決めておきたいと思えます。9月9日金曜日10時から行いたいと思えますのでよろしくお願い致します。また、次回の農業委員会憲章の指揮は18番 野田委員、19番 渡邊委員にお願いしたいと思います。その他で委員さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局から何かございませんか。</p> <p><b>【荒廃農地調査の説明】</b></p> <p>それでは、事務局から令和4年度荒廃農地調査についてお願いと説明を致します。</p> <p>委員の皆様も今回で3回目となり調査は慣れておられる方もいらっしゃると思いますが、今回、国の調査要綱で若干の変更がありますので、調査説明を致します。この調査は、全国一斉に8月頃から行われる荒廃農地の調査になり毎年行うこととなっております。今年度も調査対象名簿と、荒廃農地に色づけした地図を配布いたします。</p> <p>説明をさせていただきます前に、後ろの方に各地区の地図と名簿を旧村ごとに並べておりますので農業委員さんまたは推進委員さんの担当地区の資料を、お手元にお持ちいただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>それでは説明に入ります。</p> <p>荒廃農地の区分の判断ですが、昨年まではA判定とB判定と調査していただいておりますが、今回から国の調査要綱の変更により判定分けに少し変更があります。B判定に何ら、変更はありませんが、A判定が2つに分けられ、A判定の黄色区分とA判定の緑区分の2区分に分け調査することに変更されております。</p> <p>伐根・整地・区画整理・客土等により大規模な機械導入などで再生することが可能な農地をこれまでのA判定からA判定の黄と名称が変わります。</p> <p>新たな区分として、草刈りや耕うんを行う事で、農地として戻る軽度な遊休農地をA判定の緑区分として新しく創設されましたが、耕作可能な農地とA判定緑区分農地はとても状況の似た農地である為、判断に困ると思えます。南阿蘇村農業委員会では委員の皆様方に負担をかけず、調査効率を上げる為、これまで同様の調査で行っていくこととします。</p> <p>トラクター草刈り等で改善される、緑区分はこれまで同様に耕作可能な農地として判断されて構いません。(繰り返します。)</p> <p>何とか大掛かりな機械で農地に戻せるところはA判定の黄色区分・トラクター草刈りなど軽度な作業で、すぐに耕作可能な農地はこれまで同様に耕作可で判定してください。</p> <p>続きましてB判定ですが、B判定は今までと変わらず、原野化、表土が流出して岩石が露出している、森林の様相を呈しているなど、機械を使っても農地にもどる見込みがないところになります。再生が不可能な農地という事です。</p>

このような判断で調査をしていただきたく、農業委員さん推進委員さんで協力いただいて、現地調査をおねがいたします。

名簿と地図をお渡ししておりますが、まずは名簿から説明させていただきます。令和4年度荒廃農地調査表と表題があります。基本、各担当のエリア地区を全筆確認していただきたいと思います。自分のエリア外のところも表があるかと思いますが、自分のところだけで結構です。左から調査票を見ますと、大字・小字・地番・地目・面積・所有者・耕作者です。

次に前年度調査の状況の欄がございますが、問題なし・A判定・B判定のいずれかが入っていると思います。問題無しのところは耕作されている農地となります。

A判定と書いてあるのが再生可能な遊休農地で、地図上では黄色に色付けしております。

何とか重機など大掛かりな機械を使って再生ができる農地については、A判定となります。地図に黄色で色付けしてあるところです。

次にB判定のところは再生不可能な農地で、地図上では赤で色付けしてあるところです。ここはどうしても大掛かりなお金をかけても、機械を使っても再生が不可能なところはB判定になっています。いずれこれは非農地判断の対象になる候補地となります

全筆見ていただいて、前年度調査状況を見ていただき、今回調査票に書いていただくのは、右側の今年度の調査状況という欄があります。現地判断していただき、ここに記入をしていただければと思います。先ほども説明しましたが今回の調査からは、耕作可・A判定（緑）・A判定（黄）B判定の4区分に分類されることとなりますが、本農業委員会では、緑区分は使用いたしません。

まず前年度の状況を見ていただいて、簡単な草刈りなどで耕作可の場合は耕作可に○印、例えば昨年は耕作可だったけれども、数年耕作されずに、荒廃化が進み、重機等を入れないと農地に戻せないものはA判定（黄）に○をする、再生不可な農地はB判定に○をすることになります。

昨年A判定でも、今年は耕うんされて作付け可能になっているところは、耕作可に○をつけてください。

皆様のお手元にある資料、「令和4年度荒廃農地調査について」の一番後ろページに記載例がございます、参考にさせていただきます。

調査票に戻りまして、一番右側の備考欄については、現地の状況等、不明な事などを書いていただいて結構です。事務局の方でわからないことがあれば現地に行って確認をします。

続きまして地図の説明ですけれども、まず赤い太い線が行政区になり、少し見づらいますが青い線が小字になります。赤で色付けしてあるところが昨年度調査時にB判定で耕作が不可能なところになりますので、今回調査をしていただき、やはり変わらず赤色のB判定ということであれば調査票のB判定のところ○をしていただければ結構です。

地図の黄色になっている箇所がありますが、これは昨年度調査時にA判定とした農地です。例えばA判定の黄色のところより荒廃し完全に耕作が不可能な農地はB判定の欄に○を、しっかり管理をされて耕作可能になっているところについては、調査票の該当の欄に○をつけてください。よろしくお願ひします。

8月から10月の調査期間となりますが、農業委員、推進委員とで協力をしていただき、筆数が多いので、互いに協力をして、分けて見ていただければと思います。

議長	<p>国の方に今年度の荒廃農地の面積等の報告も期限がございますので、例年とあまり変わらない提出期限を設定させていただきました。調査票に提出期限を10月11日までに名簿の提出を農業委員会にお願いしたいと思います。約2カ月ほどありますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>調査の中で名簿に無い地番がありましたら、白紙のページを配布しておりますのでそちらに追加で記入してください。また名簿と地図が合わない不明な箇所がありましたら、備考欄にその旨記載してください、事務局で後日調査いたします。また、地図によっては分かりにくいとか、地図が縦にみるサイズと横に見るサイズなど、担当地区の境などもわからない部分もありましたので、見づらいとかここが抜けているとかありましたら事務局の方にお知らせください。再度地図を作成してお渡しますですのでよろしくお願いいたします。その他不明な事がございましたら、電話でも構いませんのでお尋ねください。</p> <p>以上事務局から荒廃農地調査の説明を終わります。</p> <p>※その他</p> <p>【農業委員等の先進地研修の件協議】 会長より今回はコロナ感染症による中止の説明。</p> <p>【村内行政書士事務所のご案内】 事務局より別紙資料で村内の行政書士事務所のご案内</p> <p>【農業資材等緊急対策事業の説明】 事務局長より別紙資料にて農業資材等緊急対策事業の説明。</p> <p>【荒廃農地現地研修】 総会後に駒比地区でのスライドモアを使っての実技演習の場所説明。</p> <p>以上をもちまして第26回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。引続き、現場の方へよろしくお願いいたします。</p>
----	--

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和4年9月9日

農業委員会 会長

---

議事録署名委員

16番

---

議事録署名委員

17番

---